

障がい・発達に心配のある子どもへの支援

▶ 発達・障がいの相談 ▶

相談窓口	内容	相談先
子ども家庭・保健センター	就学前のこどもの健康や発達についての相談を行っています。	☎31-1586 FAX31-1018
西宮子ども家庭センター	18歳未満の子どもに関する様々な問題について、児童福祉司・心理判定員等が診断・判定に基づき指導や援助を行っています。また、児童福祉法に基づく施設入所の措置を行っています。 要予約	☎0798-71-4670 FAX0798-74-2538
障がい福祉課	障がい種別に関わらず、援護・育成・更生についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関へ紹介を行います。	☎38-2043 FAX38-2160
子ども政策課	18歳未満の子どもに関する障がい児通所支援サービスについて相談・助言を行い、必要に応じて関係機関へ紹介を行います。	☎38-2045 FAX38-2190
障がい者相談支援事業	障がい種別に関わらず、専門スタッフが様々な相談に応じます。	☎31-0692 FAX32-7529
芦屋市特別支援教育センター	特別支援教育に関する教育相談等に応じます。 要予約	☎31-0654
児童発達支援センター あしやみらい	幼児期から学齢期における発達全般の相談に応じます。 要予約	☎23-3939 FAX33-3933

▶ 日常の生活サポート **問** 子ども政策課子ども支援係 ☎38-2045 FAX38-2190 ▶

★ 障がい児通所支援

障がい児通所支援とは、障がいのあるこどもの支援のため、身近な施設に通ってサービスを受けることができる事業です。

サービスの種類	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	就学前の子ども
医療型児童発達支援	肢体不自由がある子どもに、理学療法等の機能訓練等、児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由がある子ども
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	就学中の子ども (原則18歳まで)
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい等により外出が困難な子ども
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所や幼稚園等に通園又は、小学校等に通学中の子ども

(以下は広告スペースです)

ルピナスの花言葉は **あなたはわたしの安らぎ** **いつも幸せ**

いつも笑顔で過ごせるようお手伝いをします。

運動、感触、
リトミック、ダンス、
クッキング、お散歩

自由遊び
コーナー遊び
外遊び

児童発達支援

るぴなす

〒659-0076 芦屋市清水町 9-5

☎0797-35-6611

ご利用時間

月曜～金曜 10:00～16:00

土日祝日 年末年始は休み

障がい・発達に心配のある子どもへの支援

★対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持っていることも
難病等及び療育の必要性が認められることも

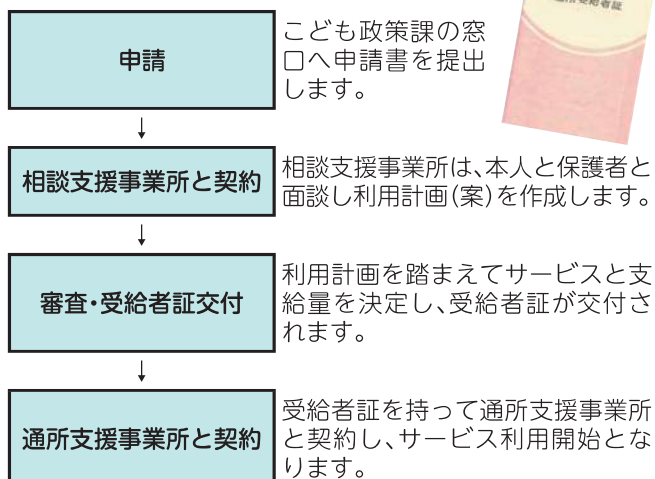
★利用料

利用したサービス費用の1割が自己負担となります。ただし、世帯の市民税所得割額に応じて、ひと月に負担する上限額が決定され、その月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の費用負担は生じません。(おやつ等の実費有)

所得区分の認定方法	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
市民税課税世帯(所得割28万円以上)	37,200円

幼児教育・保育無償化により、3～5歳児の利用料は無料です。

★申請・利用の流れ



相談・支援

問 こども政策課こども支援係

☎38-2045 FAX38-2190

障がい児通所支援の利用に関して、相談支援事業所がこどもの様子や状態をお聞きし、サービス等利用計画を作成します。また、通所支援を受けているこどもについて、相談支援事業所が給付決定期間内に利用計画が適切であるかどうか利用状況やこどもの状況をお聞きし、モニタリング報告書を作成します。なお、費用は無料です。

★芦屋市内相談支援事業所一覧

相談支援事業所	手続きする場所
芦屋市社会福祉協議会 芦屋メンタルサポートセンター	相談窓口: 障がい者相談支援事業 保健福祉センター1階 芦屋市呉川町14-9 ☎31-0692 FAX32-7529
三田谷治療教育院	
つむぐ<<紡>>	芦屋市船戸町4番1-413号 ラポルテ本館4階 ☎26-7063 FAX62-6691

医療的ケア児等の保護者からの相談支援

問 保健福祉センター1階

☎32-7530 FAX32-7529

医療的ケア児等(導尿・胃ろう・気管切開の管理などが必要なこどもや重症心身障がいのこども)の保護者からの相談に、医療的ケア児等コーディネーターが対応し、日常生活・病院・教育・保育などの各分野にわたり必要なサービスを総合的に調整します。費用は無料です。

相談日 月～金(祝および年末年始を除く)9:00～12:00、12:45～17:30
事前に電話でお問い合わせください。

Column.

≡ 障がい児通所支援ガイドブック ≡

二次元コード
はこちら



障がい児通所支援の利用をお考えの方は、「障がい児通所支援ガイドブック」をご覧ください。申請から利用までの流れについてまとめています。市役所こども政策課の窓口や、障がい者相談支援事業(保健福祉センター1階)の相談窓口で配布しています。市のホームページからのダウンロードも可能です。

問 こども政策課こども支援係 ☎38-2045 FAX38-2190

障がい・発達に心配のあるこどもへの支援

≡ 支援をつなぐ「サポートファイル」 ≡

サポートファイルは、こどもが生まれてからの成長発達と、生活の中での工夫や困り事などを記録することで、支援を必要としている人が適切な支援を継続的に受けられることを目的にお渡ししているものです。

こどもの成長発達を記録していくことで、保育所(園)、幼稚園、学校など利用機関が変わっても情報が引き継がれ、支援が途切れないよう適切な



サポートを継続して受けやすくなります。また、過去の記録を振り返るときにも役立ちます。

★ よくある質問

- Q. サポートファイルをもらっていません。どこで受け取ることができますか？
- A. 市役所障がい福祉課、こども政策課窓口の他、こども家庭・保健センター、障がい者相談支援事業(保健福祉センター1F)等でお渡ししています。
- Q. サポートファイルはいつから使い始めたらいいですか？
- A. 障がい者手帳の所持や診断の有無にかかわらず、支援を必要とする人が必要と感じたときからご使用ください。

問 障がい福祉課 ☎38-2043 FAX38-2160

▶ すくすく学級(児童発達支援事業所) ▶

- 問 こども政策課こども支援係 ☎38-2045 FAX38-2190**
こども家庭・保健センター ☎31-1586 FAX31-1018
すくすく学級 ☎32-9660 FAX32-9661

すくすく学級では、こども家庭・保健センターの相談等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に通園の場をもうけて、保護者との通園により基本的な生活習慣を身に付けながら集団に適應するため、保育と訓練及び、総合的な支援を行っています。

対象	早期療育が必要とされたおおむね生後6か月から就学前の乳幼児とその保護者(市内在住)
日時	月～金曜日(祝・年末年始を除く)9:30～11:40
定員	25名
利用料	無料(おやつ等の実費有)



★ 一日の流れ

9:30	10:45	11:40
自由遊び		親子遊び・絵本

※自由遊びの後に、親子遊び・体操・製作などの設定保育時間があります。

★ どんなことをしているの？

① 保育

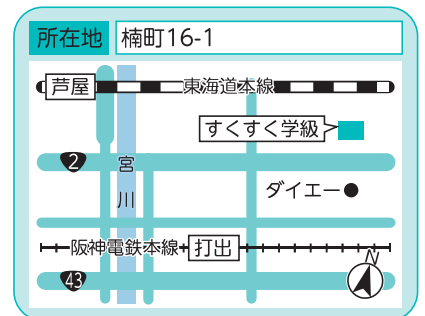
保護者は、親子での遊びを通してスタッフと共にこどもの状態を正しく把握し、発達援助の方法について学び、こどもは、生活リズムを整え、生活の経験を増やしていきます。また、集団生活を通して、他者とのやりとりや感情表現を育て、地域社会とのつながりを広げていきます。

② 発達相談や親教室

月2回、発達相談員が同席する保護者の集まりがあります。個別相談にも、順次、発達相談員が応じます。

③ 訓練

こどもに合った個別訓練(月1～2回)、水浴訓練(月1～2回)を保健福祉センターのプールで行っています。



制度・手当

手当

問 障がい福祉課 ☎38-2043 FAX38-2160

名称	内容	金額
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいがある20歳未満の人を監護している親又は養育者に支給されます。(施設入所者等を除きます。所得制限があります。)	重度の知的障がい又は重度の身体障がい 月額:55,350円 中度の知的障がい又は中度の身体障がい 月額:36,860円
障害児福祉手当	常時介護を必要とする20歳未満の障がい児に支給します。(施設入所者等を除きます。所得制限があります。)	月額:15,690円
重度心身障害者(児)介護手当	在宅で重度の身体又は知的障がいのある人を常に介護している人に対して月額100,000円を支給します。(施設入所者・3か月を超えて入院している人・障がい福祉サービス利用者・課税世帯を除きます。所得制限があります。)	
心身障害者扶養共済制度	保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万が一死亡又は重度障がい者になったとき、残された障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。	

医療

名称	内容	問合せ
障害者医療費助成制度(令和6年7月1日より障がい者医療費助成制度に名称変更)	入院・外来の健康保険が適用される医療費の一部を助成し、費用負担を軽減します。自己負担限度額は、所得の状況等により異なります。(所得制限があります。)他の福祉医療費制度を利用可能な場合は、そちらが優先されることがあります。	地域福祉課 福祉医療係 ☎38-2076
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま出生した子(未熟児)で、指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた方に入院医療費の給付を行います。	こども家庭・ 保健センター ☎31-1586 FAX31-1018
自立支援医療費(育成医療)	保護者が芦屋市に住所を有する18歳未満の児童で、一定の障がいがあり(又は障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある場合を含む)、指定自立支援医療機関(育成医療)における手術等により、確実に障がいの改善が見込まれる児童を対象に医療費の一部を公費で負担します。(所得制限があります)	障がい福祉課 ☎38-2043 FAX38-2160
自立支援医療費(精神通院医療)	てんかん等に関して、通院による医療を継続的に要する病状の場合、医療費の一部を公費で負担します。(所得制限があります)	
障がい者(児)の歯科診療	一般診療所で治療が困難な障がいのある場合に、芦屋市歯科センターで歯科診療を実施しています。初回予約はこども家庭・保健センターまで。(診療日は毎週木曜日14:00~16:30)	こども家庭・ 保健センター ☎31-1586 FAX31-1018

手帳

問 障がい福祉課 ☎38-2043 FAX38-2160

名称	内容
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が各種の援護を受けるために必要な手帳です。身体障害者福祉法に基づく指定医師による診断書により、兵庫県から交付されます。
療育手帳	知的に障がいのある児童が各種の援護を受けるために必要な手帳です。こども家庭センターにおいて知的に障がいがあると判定された場合に、兵庫県から交付されます。なお、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等、発達障がいと診断された場合にも交付される場合があります。
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある人が各種の援護を受けるために必要な手帳です。兵庫県精神保健福祉センターにおいて精神障がいがあると判定された場合に、兵庫県から交付されます。

補装具・日常生活用具

問 障がい福祉課 ☎38-2043 FAX38-2160

名称	内容
補装具費の支給	車椅子・装具など身体上の障がいを補うための用具の購入・修理・借受の費用を支給します。市民税非課税世帯の利用者負担は0円です。課税世帯は1割負担となりますが、37,200円の利用者負担上限額が設定されています。(なお、同じ世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、全額自己負担となります。)
日常生活用具の給付	重度の障がいのあるこどもの日常生活の利便をはかるため、用具を給付します。(用具ごとに支給要件は異なります。)世帯の市民税の課税の有無や所得税額に応じて、自己負担があります。